

独立行政法人酒類総合研究所の運営方針を以下のとおり定める。

研究所は、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めることを目的とする研究所の業務の公共的重要性にかんがみ、関係機関と密接な連携を図りながら業務の効果的かつ効率的な運営に努めます。

研究所は、中期目標に基づき、中期計画及び年度計画を定め、これらの計画に沿って業務を適正に運営します。